

〔ダイジェスト〕

9 ふれあい・いきいきサロン事業について

◆事業のポイント

平成26年度から新たな基準を設けました。

◆サロン活動を応援するための事業支援助成金

参加者から会費徴収して事業運営を行うこと。

	新基準		
形態	中規模型、小規模型を統合		
基準回数	年6回以上の実施（会食は問わず）		
人数	5人以上		
助成額	①基本助成		7,000円
	②人数加算助成	11人～20人	5,000円
		21人以上	10,000円
	③食事（会食）助成	年6回以上	5,000円
④新規結成助成		5,000円	
最大助成額	27,000円		

◆事業支援助成金交付について

1 地区社会福祉協議会を通じて事業支援助成金を交付します。

下記の書類提出をお願いします。提出後、随時交付手続きをします。

申請書、実施計画書、収支予算書、請求書

2 年度終了後、報告書、実施報告書、事業概要、収支決算書の提出をお願いします。

◆保険について

・サロンのボランティアは活動中の事故に備えて鳥取市社会奉仕活動等補償制度に加入します。人数報告をお願いします。（「1 鳥取市社会奉仕活動等補償制度の登録について」参照）

・参加者の保険については、各サロンの負担となりますが、年間または行事単位に加入する保険があります。詳細は各総合福祉センターにお問い合わせください。